

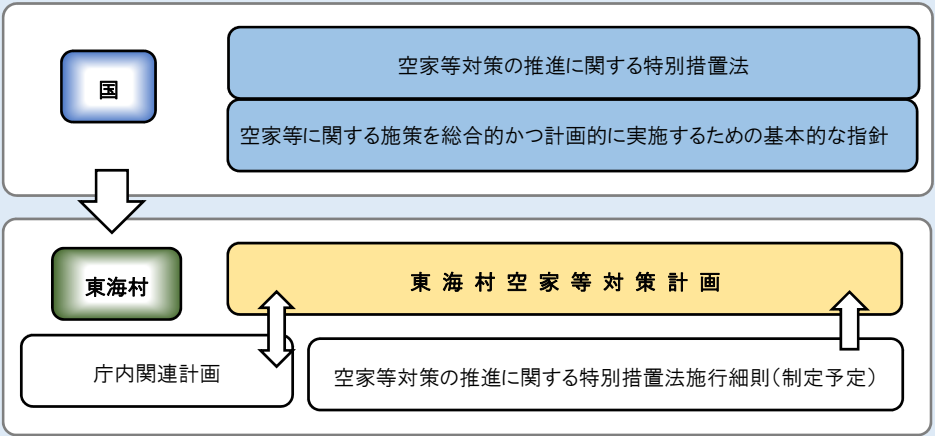
東海村空家等対策計画 概要版

計画の趣旨（P1）

・平成 26 年 11 月には空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）が公布され、平成 27 年 5 月 26 日に全面施行。

○ 計画の位置付け

・法第6条の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針に即したものととして策定する計画。



空き家の現状と課題（P3）

・計画には、住宅・土地統計調査の数値を掲載。

・地区別人口の推移

平成13年から平成28年における本村の地区別人口は、宅地開発が進んだことから、人口が増加した地区、須和間地区、船場地区、駅東地区が見られるものの、その他の地区においては人口が減少しております。なお、減少が多い地区は、照沼地区、東海地区、白方中央地区となっております。

・課題 地域別の人口の推移。東海村の空家率が上昇傾向。

＜資料：住宅・土地統計調査＞（単位：％）

区分	H10	H15	H20	H25
全国	11. 47	12. 23	13. 14	13. 51
茨城県	12. 15	12. 91	14. 57	14. 56
東海村	8. 30	10. 79	11. 89	13. 23

空家等対策に係る基本的な方針等（P10）

○ 基本的な方針

- （１）良好で快適に暮らせるまち
- （２）安全・安心に暮らせるまちづくりの推進
- （３）空家等を活用した地域福祉の促進

○対象地区

村内全域

○対象とする空家等の種類

一戸建ての住宅

○計画期間

平成 29 年度から平成 33 年度まで

（5 年間）
各種施策の実施による効果や社会状況の変化等に応じて見直し。

○ 空家等の調査について

- （１）空家等の実態調査
平成 28 年度に実施。その後は、必要に応じて実施。
- （２）空家等の外観等調査
目視、近隣への聞き取り。水道の閉栓状況等についても調査。
- （３）台帳の整備
収集した情報は、台帳を作成し、適切な管理をおこなう。

○ 所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等は、所有者等の財産であることから、所有者等において適正な管理を促します。

○ 特定空家等に対する措置・対処に関する事項

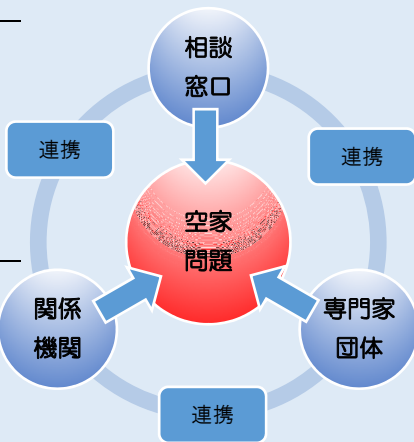
- （１）基本方針
空家等の所有者等に対し、必要な助言・指導を行う。
- （２）特定空家の判断基準
特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）を基本とします。
- （３）東海村空家等対策協議会の関与
空家等に対する措置の状況、代執行を行う場合等は協議会へ報告、意見の聴取を行う。
- （４）緊急安全措置
空家等が危険になることが切迫し、所有者等が判明しない場合は、必要最低限の措置を講じます。
- （５）特定空家等に対する措置の流れ
管理不全の状態にある特定空家等に対しては、法に基づき対応を図ります。

○ 空家等に関する相談への対応に関する事項

関係機関や専門家団体と連携を図りながら、空家等の問題に取り組みます。

○ 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家等に関する事務の主管部局は、建設農政部都市整備課とします。
また、空家等の問題となる要因は様々であるため、その要因に応じた専門の部署が対応します。



計画の目標と検証（P18）

○ 計画の目標と検証

目標：管理されていない空家数の削減に努めます。

計画に基づく各施策について、定期的に検証し、計画の最終年度には、村内の空家の状況を改めて調査し検証します。

目標を達成するために実施する施策等（P19）

○ 空家化の予防

- （１）専門窓口の設置
- （２）村民への情報発信
- （３）住まいの相談窓口との連携
- （４）木造住宅耐震診断士派遣の実施
- （５）高齢者ひとり一人への支援に向けた専門家等との連携の検討

○ 管理不全な空家等の防止・解消

- （１）継続的な適正管理の注意喚起
- （２）空家等の解体ローンの支払い利息の一部助成

○ 空家等の利活用促進

- （１）地域福祉向上のための活用支援
- （２）空家バンクについて

○ 除却後の跡地の活用

- （１）防災広場等としての跡地の活用